

福生市地域福祉推進委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福生市地域福祉推進委員会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議の当日、指定の場所で傍聴届（別記様式）に、住所及び氏名を記入し、社会福祉課に提出しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。

(傍聴席等)

第4条 傍聴人は、指定された場所（以下「傍聴席」という。）で傍聴するものとする。

2 傍聴人は、いかなる理由があっても、前項に規定する傍聴席以外の会議の場（以下「議場」という。）に立ち入ることはできない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘等を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機等を携帯している者。ただし、第7条ただし書の規定により、撮影又は録音することについて議長の許可を得た者を除く。
- (5) 楽器その他音を出すための道具を携帯している者
- (6) 下駄、サンダル等を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 会議の品位を乱すような服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) 携帯電話は電源を切り、使用しないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、議長が傍聴禁止を宣告したとき又は前条の規定により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議に諮り、議長が決定する。